平成２７年（フ）第１０２５号
千葉県八千代市大和田新田950番地２　ルーチェ緑が丘Ｂ棟218号
破産者　實方　寿保
1　決定年月日　平成28年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第２１８号
千葉県佐倉市西志津２丁目13番73号　メゾン菊富士西志津206
破産者　有村　洋一
1　決定年月日　平成28年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第２９０号
千葉県佐倉市神門400番地４
破産者　田淵栄里子
1　決定年月日　平成28年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第１９号
川崎市中原区下沼部1904番地
破産者　プラス精機株式会社
1　決定年月日　平成28年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第２４６号
静岡県牧之原市静波236番地２
破産者　株式会社鈴木鉄工所
1　決定年月日　平成28年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４５０号
静岡市葵区瀬名中央３丁目５番59号、旧本店所在地静岡市駿河区高松3093番地の27
破産者　株式会社オリーブの樹（旧商号株式会社ＹＫＫフーズ）
1　決定年月日　平成28年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９６０２号
大阪市淀川区西中島４丁目２番６号
破産者　株式会社人間と産業開発研究所
1　決定年月日　平成28年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９６０３号
大阪府豊中市服部寿町２丁目13―21（開始決定時の住所：神戸市東灘区深江北町１丁目９番17号）、開始決定時の住民票上の住所兵庫県西宮市神園町２番88―507号
破産者　倉原　忠夫
1　決定年月日　平成28年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１８３号
釧路市白金町３番17号
破産者　株式会社トラスト
1　決定年月日　平成28年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第４５号
宮城県白石市字本町103番地
破産者　合資会社高橋屋呉服店
1　決定年月日　平成28年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２７年（フ）第３０８号
横浜市瀬谷区本郷２丁目43番地３
破産者　有限会社高橋商会
1　決定年月日　平成28年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７９号
長野県上田市鹿教湯温泉1318番地１
破産者　有限会社角屋旅館
1　決定年月日　平成28年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所上田支部

平成２７年（フ）第６１６号
京都市左京区一乗寺梅ノ木町56番地の１
破産者　株式会社ビューティ・スピカ
1　決定年月日　平成28年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１０５２号
京都市右京区太秦和泉式部町７番地の５
破産者　株式会社ＯＦＦＩＣＥエムワイ
1　決定年月日　平成28年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第１１０７号
福岡市東区美和台新町27番９号
破産者　白石　龍一
1　決定年月日　平成28年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１６００号
福岡県糸島市志摩師吉125番地12
破産者　久家　俊広
1　決定年月日　平成28年２月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１６４２号
福岡市博多区堅粕４丁目14番22―504号
破産者　古江　健治
1　決定年月日　平成28年２月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１６４３号
福岡市博多区堅粕４丁目14番22―504号
破産者　古江　直美
1　決定年月日　平成28年２月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第８４１号
福岡市博多区石城町20番７号
破産者　本田　哲也
1　決定年月日　平成28年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第９９７号
福岡市西区太郎丸３丁目２番地14
破産者　笠　　惣一
1　決定年月日　平成28年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１０１２号
福岡市西区太郎丸３丁目２番地14
破産者　笠　由華里
1　決定年月日　平成28年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部